

## 静岡県過疎地域持続的発展計画（案）等への意見を募集します！

令和3年度に策定した「静岡県過疎地域持続的発展計画」の期間が今年度末で満了となることから、現行計画を見直し、令和12年度までを期間とする次期県過疎計画を策定します。

また、次期県過疎計画の策定に併せて「静岡県過疎地域持続的発展方針」の見直しを行います。

県過疎方針は、県・市町過疎計画の基となるものであり、県過疎計画は、市町に協力して講じる措置等を定めるものです。

県過疎方針及び県過疎計画をより実効性の高いものとし、過疎地域の持続的発展を図るため、県民の皆様から広く意見を募集します。

### 1 意見募集期間

令和8年10月9日（金）から令和8年11月9日（月）まで

### 2 計画案閲覧方法

インターネットで閲覧

静岡県ホームページ「県民意見提出手続き（パブリックコメント）」

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/johokokai/1002310/1067293/index.html>

### 3 意見提出方法・提出先

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。

#### （1）持参又は郵送の場合

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号 総務部地域振興課（県庁東館6階）

#### （2）ファクシミリの場合

054-271-5494（総務部地域振興課）

#### （3）電子メールの場合

[chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp)

### 4 留意事項

いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号）を必ず明記してください。

いただいた御意見（類似する御意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページにおいてお示しします。個別の回答はいたしませんので御了承ください。

### 5 問合せ先

静岡県総務部地域振興課（電話番号 054-221-2054）